入札公告

下記のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の 規定に基づき公告する。

令和 5年 4月 7日

羽幌町長 駒 井 久 晃

記

1 契約担当部局

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 庁舎3階 羽幌町商工観光課観光振興係(電話 0164-68-7007)

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 羽幌町いきいき交流センター食器洗浄機更新
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年6月30日まで
- (3) 概要 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 羽幌町いきいき交流センター
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 公告日時点において、令和5・6年度羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿の、大分類1「産業用機械器具類」、中分類6「厨房機器及び用品」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱(平成25年羽幌町訓令第18号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- 4 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先 1に同じ
- 5 現場説明会行わない。

6 入札参加申込

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和5年4月19日(水)午後5時00分
- (2) 提出場所 1に同じ。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日時及び場所

令和5年4月24日(月)午後1時30分 羽幌町役場第1会議室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の 入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札 は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

9 入札手続等

- (1) 入札保証金 要する。ただし、羽幌町契約規則(昭和40年羽幌町規則第4号)第8条の規定に 該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金 要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該 入札を無効とする。

- (5) 予定価格 非公表
- (6) 最低制限価格の設定 無
- (7) 支払条件 後払いとする。
- (8) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

令和5年羽幌町告示第21号に基づく一般競争入札(以下「入札」という。)については、羽幌町契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 5年 4月 7日
- 2 契約担当部局

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 庁舎3階 羽幌町商工観光課観光振興係(電話 0164-68-7007)

- 3 入札に付する事項
 - (1) 入札件名 羽幌町いきいき交流センター食器洗浄機更新
 - (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年6月30日まで
 - (3) 概要 仕様書のとおり
 - (4) 履行場所 羽幌町いきいき交流センター
 - (5) 入札書の記載方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6年度羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿において、大分類1 「産業用機械器 具類」、中分類6 「厨房機器及び用品」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

5 現場説明会

行わない。

6 入札参加の申し込み

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)及び特定関係に関する調書(以下「関係書類」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに申込書及び関係書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、 この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込書 (様式第1号)
 - イ 特定関係に関する調書(別記様式)
- (2) 提出期間 公告の日から令和5年4月19日(水)までの羽幌町の休日を定める条例(平成元年羽幌町条例第34号)第1条第1項に規定する本町の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所 2に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については提出期間に必着のこと。
- (6) 入札参加資格の確認

申込者には、令和5年4月20日(木)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリ又は電子メールにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

- ア 入札参加資格を有すると認めた者にあっては、入札参加資格がある旨
- イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあっては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所 定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (7) その他
 - ア 申込書及び関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
 - イ 町長は、提出された申込書及び関係書類を、入札参加資格の確認以外に申込者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書及び確認書類は返却しない。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日時及び場所

令和5年4月24日(月)午後1時30分 羽幌町役場 第1会議室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札方法

ア 仕様書に示した入札書を持参し投函すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)[また、入札金額の内訳書を同封すること。]【内訳書を求める場合】

イ 羽幌町競争入札参加者心得(別紙1)を承知すること。

8 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の

入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は 無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる 資格のない者のした入札は無効とする。

9 入札手続等

(1) 入札保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第8条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該 入札を無効とする。

- (5) 予定価格 非公表
- (6) 最低制限価格の設定 無
- (7) 支払条件 後払いとする。

10 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。 また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。 なお、中止となった場合でも申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

11 入札執行回数

3回を限度とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、羽幌町契約規則、羽幌町競争入札参加者心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) その他、入札に関しての問い合わせ先 2に同じ。

仕 様 書

- 1 工事名 羽幌町いきいき交流センター食器洗浄機更新
- 2 工事場所 羽幌町いきいき交流センター 羽幌町北3条1丁目29番地
- 3 設置機器規格 業務用食器洗浄機一式

・食器洗浄機(ドアタイプ:上下開閉式)

電源 3相200V

洗浄能力 65ラック/h以上(ラック/500*500mm)

扉 上下開閉式

その他 既存機設置場所に設置が可能で、他器具(ラックレール等) との取り合いに不都合が生じないこと。 既存トレーラック(500*500mm)が使用可能なもの。 道内に製造メーカーの営業所等が存していること。

・ガスブースター

上記食器洗浄機に適合し、他器具との取り合いに不都合が生 じないもの(食器洗浄機に一体となっているものも可とする) その他 立ち消え安全装置機能及び加熱防止装置が備わっていること

- 4 撤去機器 業務用食器洗浄機
 - ・食器洗浄機メーカー ホシザキ型式 JWE-680A
 - ガスブースターメーカー ホシザキ型式 WB-11KH-680
- 5 工期 契約締結日の翌日から令和5年6月30日
- 6 工事の要項
 - ①工事箇所は別紙図面のとおりである。
 - ②供用中の施設のため、施工日程について事前に施設管理者(指定管理事業者)及び 担当係と協議すること。
 - ③本仕様書に記載されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、担当係と

協議し、その指示に従うものとする。

7 その他

仕様書に明記されていない事項でも、施工上当然必要な設備等の必要機材は請負業 者の責任において負担し、施工するものとする。

上記に伴う搬出入、加工、処分等すべての諸費用を含むものとする。

8 担当係

羽幌町 商工観光課 観光振興係 羽幌町南町1番地の1 電話 0164-68-7007

